

特定看護師モデル養成課程実施要綱（案）

1. モデル事業の目的

- 従来よりも幅広い医行為を実施できる専門的な臨床実践能力を有する看護師の養成を実施し、その実態・実績を分析することで、特定看護師（仮称）の要件や養成についての検討を行う
- なお、本モデル事業は、実態・実績を分析することで特定看護師（仮称）の要件や養成についての検討を行うことを目的にしているものであり、モデル養成課程大学院が将来特定看護師（仮称）養成大学院として認められるものとは限らない。

2. 実施方法

- モデル事業募集期間は、平成22年6月～7月とする。
- モデル事業実施期間は、申請書採択日～平成23年3月とする。
- 特定看護師モデル養成課程の審査は、チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ委員が行う。
- モデル事業実施課程の審査は、従来よりも幅広い医行為を実施できる専門的な臨床実践能力を有する看護師の養成に適切な教育がなされるかについて、実施要綱の基準にそって書面で審査を行う。
- 申請書受付等の事務手続き窓口は厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室とする。

3. モデル事業申請時提出書類

- 以下の書類を提出すること
 - ・「特定看護師モデル養成課程」申請書
 - ・シラバス
 - ・大学院概要
 - ・実習施設概要（代表施設）

4. 特定看護師モデル養成課程の基準

- 「特定看護師モデル養成課程」と称すること。
- 臨床実践能力を習得する科目（臨床薬理学等）を必修としていること。

以下の教育内容が含まれていること

- ・ フィジカルアセスメントに関する科目
 - ・ 臨床薬理学に関する科目
 - ・ 病態生理学に関する科目
- 演習・実習科目を必修とするとともに、実習場所（病院等）を確保していること。

演習・実習科目を設定されていること。専門的な臨床実践能力を修得できる実習場所（病院等）を1か所以上確保していること

- 教員・指導者に相当数の医師が含まれること。
専門的な臨床実践能力を修得に必要な医師が確保されていること。病態生理学に関する科目や実習等に適切に医師が配置されていること。専任・兼任の区別や職位は問わないが臨床研修指導医と同程度の経験があることが望ましい。
- 実習科目における安全管理体制を整備していること。

5. モデル事業実施報告提出書類

- チーム医療推進のための看護業務検討WGの求めに応じ必要な資料を提出すること